最終更新日：2015年12月25日
エコナックホールディングス株式会社
代表取締役社長 奥村英夫
問合せ先：03-6418-4391
証券コード：3521
http://www.econach.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は企業再構築及び収益力の強化を最重要課題としており、収益源の確保に向けて慎重かつ積極的に取り組む中で、取締役会の迅速な意思決定、経営の効率化、経営の透明性の確保により経営管理体制の充実を進め、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。
また、経営の透明性を高めるべく、投資者の投資判断に重要な影響を与える重要事実の発生時には情報開示の速報性と正確性を確保し、情報を迅速に公平に開示する体制を整えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2 】招集通知の早期発送および発送前のウェブ開示
当社は、招集通知については法定期日に発送し、発送日に東京証券取引所のTDnetにより電子的に公表しております。
現状の体制におきましては、招集通知に記載する情報の正確性担保に時間を要するため早期発送は困難な状況にありますが、今後検討してまいります。自社のウェブサイトによる電子的公表については今後実施いたします。

【補充原則1-2-3】株主総会における権利行使に関する事項
当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話のための重要な場であることを認識しておりますが、適正な財務報告と高品質な監査のための十分な時間確保の観点から日程を設定しており、株主総会の開催日はいわゆる集中日での開催となっております。
現状の体制におきましては、株主総会開催日の前倒しは困難な状況にありますが、今後検討してまいります。

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳
現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いため、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後の状況により進めてまいります。

【補充原則1-2-5】実質株主への対応
当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

【原則1-3】資本政策の基本的な方針
資本政策の基本的な方針については、今後中期経営計画の中で説明いたします。

【補充原則3-1-2】英語での情報の開示・提供
現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いため、英語での情報の開示・提供は実施しておりませんが、今後の状況により進めてまいります。

【補充原則3-2-1】監査役会の外部会計監査人への対応
(1)現在、外部会計監査人候補を選定し外部会計監査人を適切に評価する基準は策定しておりませんが、当該会計監査人候補者を選定する場合は、面談を行い、監査実績・監査体制を聴取し、監査費用等を含め総合的に勘案し策定しております。今後は、現在の対応を検討し、外部団体のガイドライン等を参考にして、監査役会で協議・決定する予定であります。
(2)監査役会は、外部会計監査人から、監査計画、監査体制等の説明を受け、監査実施状況や当該会計監査人とのコミュニケーションを通じて、独立性と専門性を有しているか否かの確認を行っております。

【補充原則4-1-2】取締役会の役割・責務(1)
当社は現在、中期経営計画を策定・公表しておりませんが、今後策定・開示することを検討しております。

【原則4-2】取締役会の役割・責務(2)
インセンティブ付けとして、中長期的な業績や潜在的リスクを反映させることは、今後検討してまいります。

【補充原則4-2-1】中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度
当社は現在、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合の設定は行っておりませんが、今後、経営陣の報酬のあり方について検討を行ってまいります。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
当社は現在、全取締役5名中1名の独立社外取締役を選任しており、弁護士としての豊富な経験や幅広い見識から取締役会における役割・責務を十分果たしておりますが、今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4-10】任意の仕組みの活用
取締役会の意思決定に際し、より透明性・公正性を高めるため設置する任意の委員会等の設置に関して、今後、検討いたします。

【補充原則4-10-1】任意の委員会に関する事項
独立社外取締役が複数となった時点で、取締役の指名および報酬等の重要事項を検討する諮問委員会の設置を検討しますが、現行の仕組みで適正に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価
取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討いたします。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、現在定めておりませんが、今後検討してまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表
当社は現在、中期経営計画を策定・公表しておりませんが、今後策定・開示することを検討しております。中期経営計画の策定にあたっては、健全な財務基盤を確保し、株主への安定的な還元の実施のため、可能な限り具体的な数値目標を提示し、当社の今後の経営戦略や具体的な施策についての理解を得ることに努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式
当社では、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。
取引先の成長性、将来性等を踏まえ、当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合は、保有することを検討します。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとし、会社に不利益とならない体制を整えています。

【原則3-1】情報開示の充実
(1)経営理念を当社ホームページにて開示しています。
(2)コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。
(3)取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会の承認を得た上で、取締役会及び監査役の協議によりそれぞれ決定しております。
(4)取締役および監査役候補の指名は、個々の業績、知識・経験、人格・見識等を総合的に判断し行っております。
(5)新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1】取締役会から経営陣に対する委任の範囲
当社は、取締役会規則を定め、取締役会で審議すべき事項を規定しています。
また、職務権限規程を定め、取締役会の個別・具体的な決議を要さずに経営陣が執行できる業務範囲を明確にしております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い判断しております。当社の独立社外取締役は東京証券取引所の定める要件を満たしており、独立役員として届け出ております。

【補充原則4-11-1】取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方
当社の取締役会は、多様かつ幅広い経験と識見を持つ人材をもって構成することとしております。また、取締役会の規模については、忌憚のない意見を活発に交わして議論を尽くすことができるように、取締役15名以内、監査役4名以内としております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
IR担当部署である管理部と担当役員は、株主からのインタビュー及び面談依頼等を常時受け付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社船橋カントリー倶楽部	7,280,000	8.51
株式会社広共	7,050,000	8.24
日本証券金融株式会社	2,518,000	2.94
株式会社トーテム	2,150,000	2.51
山河企画有限会社	1,800,000	2.10
有限会社MBL	1,700,000	1.98
石原　義弘	1,420,000	1.66
株式会社BEC	1,400,000	1.63
松村　光石	1,350,000	1.57
株式会社船SBI証券	1,330,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤正和	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤正和	○	――	弁護士としての豊富な経験・専門的知識を有しており、これらを当社の経営に生かしていただけるものと判断し社外取締役として選任しております。 また、独立性基準及び開示加重要件並びに属性情報に該当せず、かつ、特に独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人とのミーティングにおいて意見交換を行い、会計監査内容については会計監査人から説明を受けることにより、情報の交換と連携を図っております。
ディスクロージャーの速報性と正確性を確保する観点から、重要な会計的課題については会計監査人に随時相談し検討を実施しております。
当社はコーポレート・ガバナンスの強化の一環として内部統制システムの整備・運用を進める中で、内部監査については内部監査規程に基づき内部監査を行っており、明確なルールに基づき業務を遂行しております。
内部監査は内部監査室により実施することとし、監査役は内部監査室から内部監査計画及び結果の報告を受け、内部監査への立会いを行うなどにより監査役監査と内部監査の相互連携により監査体制の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田島章	弁護士													
小林明隆	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田島章	○	―――	弁護士として培ってきた知識・経験を経営の健全性確保及びコーポレート・ガバナンス強化に活かし法律面から監査機能を強化するため、社外監査役として選任しております。 また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識 し、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しました。
小林明隆		―――	弁護士として培ってきた知識・経験を経営の健全性確保及びコーポレート・ガバナンス強化に活かし法律面から監査機能を強化するため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在は実施しておりませんが検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び報告書(事業報告)において、取締役、監査役、社外監査役の別に報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、昭和59年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額2,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役と監査役が協議し必要と判断した場合は専任もしくは兼任のスタッフを置くこととし、その人事については、取締役は監査役の同意を得て行うことといたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行について
取締役会は5名の取締役(内1名は社外取締役)で構成し、当社及び当社グループの重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として、代表取締役社長が議長となり原則毎月1回開催しています。監査役会は3名の監査役(内2名は社外監査役)で構成し、取締役会からの独立性を高め公正な立場で監査役会を原則毎月1回開催しております。
(2)監査の状況
内部監査については、内部監査規程に基づき内部監査室が実施し、監査役監査・会計監査の相互連携により監査体制の充実を図っております。監査役監査については、監査役会規則、監査基準に基づき職務を遂行し、監査役会を機軸に適法性監査の充実に努めております。また、監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は重要な会議や役員ミーティングにも出席し、執行の課題を共有した立場で監査を実施しております。
当社の会計監査業務は、平成19年6月28日開催の定時株主総会の決議により、フロンティア監査法人を会計監査人に選任し執行しております。
(3)報酬決定について
取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会の承認を得た上で、取締役会及び監査役の協議によりそれぞれ決定しております。会計監査人の監査報酬については、株主総会の決議によって選任された上記の監査法人との監査契約により報酬を定め、会社法の計算書類、連結計算書類及び金融商品取引法の財務計算書類、内部統制報告書の監査並びに財務計算書類の四半期レビューを受けることといたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役及び監査役が分担して子会社の取締役又は監査役を兼任しております。これにより、子会社との連携、情報交換の強化を図ることができます。また、監査役は全員、取締役会に出席し、さらに常勤監査役は重要な会議及び役員ミーティングに出席しております。これにより、業務の意思決定の推移及び業務執行状況について法令及び定款に違反していないかの確認を行うことができ、取締役の職務執行を監査しております。
社外のチェックという観点からは社外監査役による監査を実施しており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っており、また有識者である社外監査役からは第三者の立場から当社の経営意思決定に対し、適切なアドバイスを受けることができるため、現状の体制を採用いたしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIRのページを設け、情報開示資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社はコーポレート・ガバナンスの強化の一環として、平成18年5月26日開催の取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備してまいります。
「内部統制基本方針」は次のとおりであります。
当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。
1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)コンプライアンスに関する事項については、会社運営の最重要課題とし、取締役会を中心に、顧問弁護士、会計監査人と連携のもと迅速かつ的確な処理を行う。
(2)内部監査規程に基づき内部監査室が内部監査制度を実施し、監査役監査・会計監査の相互連携により監査体制の充実を図る。
(3)情報管理の徹底によりコンプライアンスに関する重要事実については迅速・公平な情報開示を行う。
(4)入社時教育、社員教育においてコンプライアンス教育・啓発を強化し、当社及び子会社の社長が率先垂範し、当社グループ全体への周知・徹底を図る。
2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役会議事録、稟議書等の文書の保存・管理については、文書管理規程に基づき適切に行う。
(2)個人情報については個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づきその徹底を図る。
3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスクを網羅的、統括的に把握、管理し明確化するため取締役会及び定期的に開催する部課長会議において、業務執行に係るリスクを担当部署から随時、報告することによりその把握と管理を徹底し、未然防止、発生時の対処を迅速に行う体制を整える。
なお、当社のリスク管理の担当部署は次のとおりとする。
(1)製造においては、環境面、安全衛生面は工場の安全衛生推進者が当社管理部と連携をとり安全衛生管理規則に基づき管理を行う。化粧品及び医薬部外品の製品安全面は関係行政機関との連携と指導のもと的確な措置を講ずる。
(2)営業活動においては顧客の信用状況を把握管理し不測の事態の未然防止に努める。
(3)経理面においては、管理部が経理規程に基づき計数的な管理を行う。
(4)不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を発足させて危機管理にあたり、迅速な対応を取り、損害の拡大を防止し最小限に止める体制を整える。
4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
(2)随時、役員ミーティングを開催し重要な情報伝達を確実に行う体制をとる。
5.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)関係会社管理規程により、子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進し、当社グループとしての内部統制システムの構築を図る。
(2)取締役及び監査役は、分担して子会社の取締役又は監査役を兼任し、連携、情報交換の強化を図る。
(3)子会社についても当社の内部監査規程に基づき内部監査を実施する。
(4)子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の、取締役からの独立性に関する事項
取締役と監査役が協議し必要と判断した場合は専任もしくは兼任のスタッフを置くこととし、その人事については、取締役は監査役の同意を得て行う。
7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
(2)監査役は取締役会には全員が出席し、常勤監査役は重要な会議及び役員ミーティングに出席し、業務の意思決定の推移及び業務執行状況について、法令及び定款に違反していないか確認を行う。
8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)会計監査人及び代表取締役が出席するミーティングに監査役が参加し定期的に意見交換を行う体制をとり、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。
(2)内部監査においては、内部監査計画及び結果の監査役への報告や監査役の内部監査の立会いにより監査役と内部監査室との連携を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、次のとおり社内体制を整備しております。
1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係は取引を含め一切持たないことを事業活動の基本原則とし、反社会的勢力との関係の遮断については、当社が中心となって外部専門機関との連携のもと、グループ全体が組織的に対応する。
2.反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)対応部署の設置状況及び情報の管理状況
反社会的勢力の対応部署を定め、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制をとるとともに、情報を一元的に収集・管理する。
(2)外部の専門機関との連携状況
平素から警察等関連機関や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力の対応について指導を受けるとともに情報の共有化を図る。
(3)対応マニュアルの整備及び研修活動の実施状況
不当要求があった場合の対応策について示した「コンプライアンスガイド」を制定し、これをもとに各部署においてコンプライアンス教育を実施して、周知徹底に努める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実については各取締役が把握し、管理部が管理しております。また、重要事実の発生時には情報開示の速報性と正確性を確保し取締役会において報告、検討又は決議の後、情報を迅速に公平に開示することを考慮し、管理部において情報の適時開示を行う体制を整えております。
なお、役員及び従業員における内部情報の管理については、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」の運用により徹底を図っております。

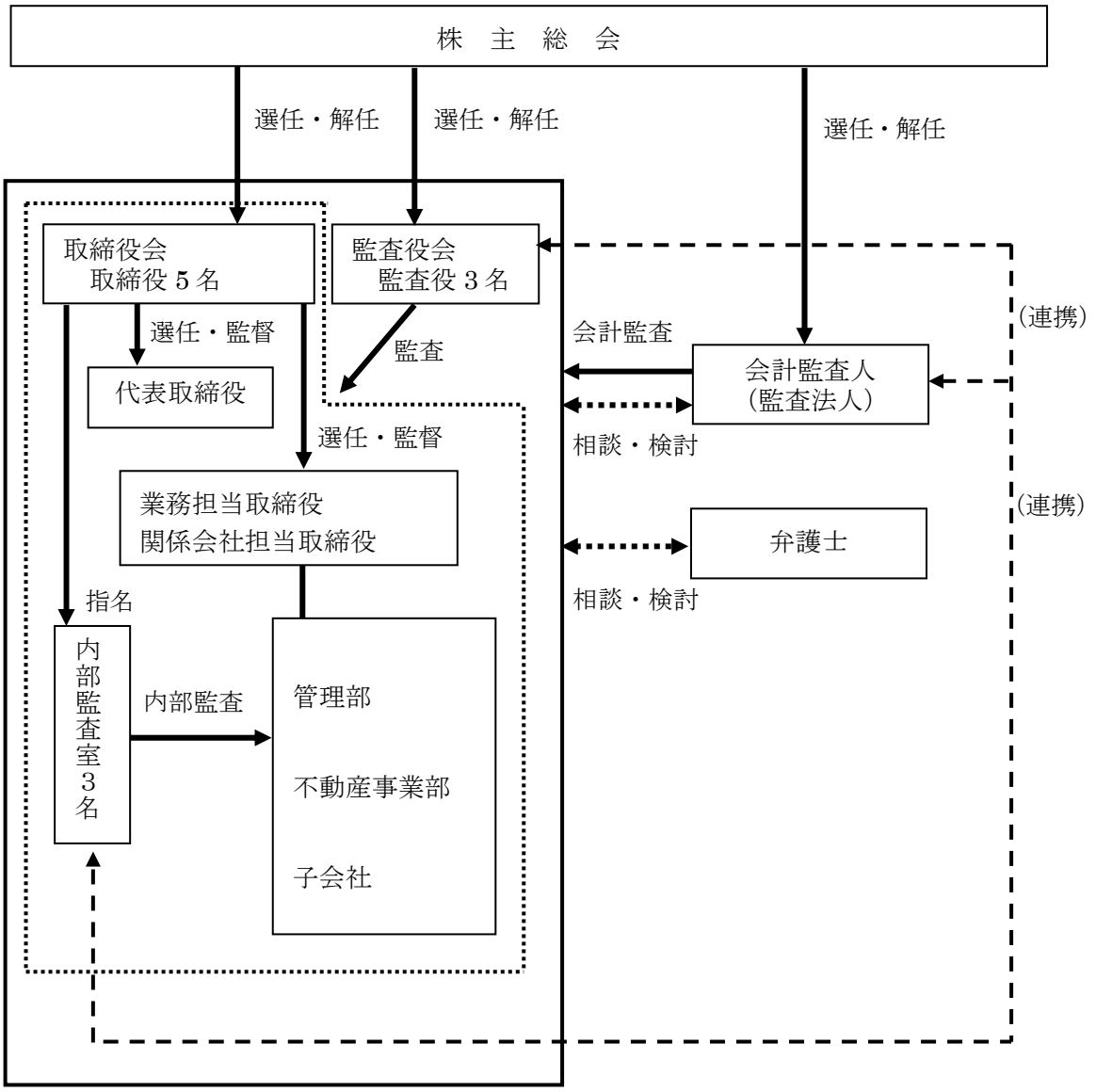
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役５名
監査役会
監査役３名
選任・監督
監査
代表取締役
選任・監督
業務担当取締役
関係会社担当取締役
指名
内部監査室３名
内部監査
管理部
不動産事業部
子会社
会計監査
会計監査人
（監査法人）
相談・検討
弁護士
相談・検討
（連携）
（連携）